

社 整 審 第 4 号
平成 1 3 年 7 月 1 6 日

歴史的風土分科会長 殿

社会資本整備審議会
会長 樋口 廣太郎

平成 1 3 年 7 月 1 6 日付け国都総第 2 6 7 3 号で当審議会に諮問された「古
都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく、歴史的風土特別保
存地区内の行為の制限等について」は、当審議会運営規則第 8 条第 1 項の規定
により、歴史的風土分科会に付託します。